

## Global Tax Update

### インド

デロイトトーマツ税理士法人

2017年4月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 1. 有限責任事業組合(LLP)への対内直接投資(FDI)に関する規制緩和

インド準備銀行(Reserve Bank of India :RBI)は、「第2回改正 2017年外国為替管理規則:インド国外居住者による証券の譲渡または発行に関する規則(以下「改正外国為替管理規則」)」を発表した<sup>1</sup>。本規則は2008年LLP(Limited Liability Partnership)法に基づき設立および登録されたLLPへの対内直接投資に関する現行規則に代わるものであり、インド国外居住者がLLPを行う対内直接投資に関するインド政府の方針を反映している。

改正の主要なポイントは以下のとおりである。

- FDI(Foreign Direct Investment)を行っている企業がLLPに転換する場合、これまでは、政府からの事前承認を必要としていたが、今後は、自動認可(automatic route)での100%投資が認められている業種に属し、かつ、FDIに関連する業績条件が規定されていない場合、自動認可でのLLP転換が認められる
- LLPのECB<sup>2</sup>に関する制限が廃止され、今後、LLPはECB借入が認められる。ECB制度は今後改正される可能性がある
- インド法人でなければLLPの指定パートナー(designated partner)になれないという現行要件が廃止された。今後は外国企業を含めすべての法人がLLPの指定パートナーになることができる(ただし、個人を任命することが必要)

#### 2. 従業員積立基金(Provident Fund)および年金基金からの払戻しをインドからの帰任日に受領するための手続<sup>3</sup>

海外からインドに派遣された外国人従業員(海外派遣職員)が帰任時に受け取ることができる、従業員積立基金および年金基金からの払戻しは以下のとおりである。

- インドと社会保障協定<sup>4</sup>を締結している国からの海外派遣職員:従業員積立基金からは、対象企業の職員でなくなったときをもって払戻金を受け取ることができる。また、日印通算雇用期間が10年以上の場合は年金が支給され、10年未満の場合は払込額が払戻しされる
- インドと社会保障協定を締結していない国からの海外派遣職員:従業員積立基金への払込残高を払戻しできるのは退職時で、かつ、当該職員が58歳以上の場合のみである。また、対象企業での雇用期間が10年未満の場合、年金を受給することはできない

従業員積立基金および年金基金からの払戻金をインドからの帰任日に受領するために行う手続は以下のとおりである。

- 帰任月の月初3日以内に、雇用主が、当該職員に係る従業員積立基金への払込を終えていなければならない。例えば、帰任日が4月7日の場合、雇用主は4月3日までに払込みを終えていなければならない
- 雇用主からの上記払込みについては、別途、電子申告書(Electronic Challan cum Return : ECR)を提出する
- 雇用主は、帰任月の月初6日以内に記入済みの申請書を提出する

1 2017年3月3日付

2 External commercial borrowing(親会社または認定外国銀行・金融機関からの対外商業借入・外貨建貸付等:以下「ECB」)

3 IWU7/(25)/2017/従業員積立基金および年金基金からの払戻し:2017年3月23日付

4 インドと日本は2017年10月1日付で社会保障協定に署名した。

- 従業員積立基金の担当者は申請を処理し、帰任日に、払戻金額を当該職員のインド銀行口座に入金する
- 帰任月に係る利子の支払を望む場合、払戻金は翌月 1 日に入金される
- 帰任前に申請手続を行うために必要なソフトウェア設定を行う

- 納税者が納税通知書を受領した日から 2 年以内に、当該事案がインドの管轄当局に付託された
- 紛争が、租税条約に定める MAP に基づき解決された
- 紛争解決が納税者に通知された日から 1 カ月以内に、納税者が当該解決を受理し、異議申立てを撤回した

### 3. 直接税中央委員会(CBDT):源泉徴収漏れ時の利子減免に関するガイドライン

現在、源泉徴収を行わないもっともな理由がある場合でも、源泉徴収税額に係る月利 1%の利子<sup>5</sup>を免除する規定はインド国内税法に定められていない。今般、CBDT (Central Board of Direct Taxes)はこのような利子の減免に関するガイドラインを発表し、その権限を、所得税長官(Chief Commissioner of Income-tax : CCIT)・所得税総局長(Director General of Income-tax : DGIT)に付与した。

本ガイドラインの主要ポイントは以下のとおりである。

- 利子減免は、源泉徴収税額が全額支払われている、または、当該税額について十分な取決め<sup>6</sup>がある場合にのみ認められる。また、所定の追加条件が課される場合がある
- 上記の場合、利子が既に支払われている場合でも、所定の条件を満たせば、当該利子が免除および還付される場合がある

本通達では、利子の減免が検討される場合として、以下の事例を挙げている。

#### 搜索および押収

搜索および押収<sup>7</sup>が行われ、または帳簿およびその他源泉徴収のために必要な文書が押収され、源泉徴収ができなかった場合。

#### 遡及的な法改正、または事後の最高裁判所判決

管轄の高等裁判所小法廷の決定に基づき納税者が源泉税を徴収しなかったが、その後、法改正、または最高裁判所もしくは高等裁判所大法廷の決定により、源泉徴収が必要である、または源泉徴収税額が不足していることが判明した場合。

#### 非居住者への支払

インドと租税条約を締結している国の居住者<sup>8</sup>への支払からの源泉徴収漏れまたは源泉徴収不足により、利子が徴収漏れまたは徴収不足となっている場合で、かつ、以下が当てはまる場合。

- インドでの納税額に関する紛争が、租税条約に定める相互協議手続(Mutual Agreement Procedure : 以下「MAP」)に従い、インドの管轄当局に付託された

5 1961 年所得税法 Section 201(1A)(i)

6 1961 年所得税法 Section 200A, Section 201(1), Section 234E

7 1961 年所得税法 Section 132

8 1961 年所得税法 Section 195

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

### デロイトトーマツ税理士法人 インド室

パートナー 林 博之 [hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp](mailto:hiroyuki.hayashi@tohatsu.co.jp)  
マネジャー Pawankumar Kulkarni [pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp](mailto:pawankumar.kulkarni@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイトトーマツ税理士法人

#### 東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク アドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (デロイト トーマツ 税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.